

月報私学

8
2021
VOL.284



1967年に開園した宮城明泉学園は明泉丸山幼稚園と明泉高森幼稚園の二つのキャンパスからなります（いずれも仙台市泉区）。両キャンパスは共に緑に囲まれた広い園庭とたくさんの動物たちでにぎわう環境であり、開園当時から伝える聖書の言葉と英語教育は今では広く知られています。近年は地域と子どもたちの関わりを深めたコミュニティ作りが大きな話題となっています。

写真提供 学校法人宮城明泉学園（宮城県仙台市）

CONTENTS

- 2022年度 若手・女性研究者奨励金にかかる研究計画の公募 2
- 2022年度 学術研究振興資金にかかる研究計画の公募 4
- 連載④ 魅力あふれる学校づくりを目指して
地域ぐるみの教育を次の半世紀への贈り物に 6
- 若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください 8
- 令和3年度 特定健康診査の結果報告にご協力ください 9
- 学校法人等代表者向けの私学健康経営支援サイトをご活用ください／
「資格取得報告書」等を提出する際の注意点／子どもを被扶養者認定する場合の取り扱い(一部変更)／
令和元年10月台風19号にかかる災害見舞金等の請求 10
- 在宅勤務やテレワーク導入にかかる報酬等の報告に関するQ&A 11
- 接骨院・整骨院の施術を受けるとき／職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するには 12
- 加入者貸付制度のご案内 13
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

2022年度

若手・女性研究者奨励金にかかる研究計画の公募

助成部 寄付金課

若手・女性研究者奨励金は、平成30年度に創設され、「若手研究者奨励金」と「女性研究者奨励金」の二つの奨励金制度で構成されています。

本奨励金は、研究者が自ら発案し、「取り組んでみたい」という独創性ある研究に対して、研究機会を提供することにより、新たな研究意欲の向上と人財の育成に寄与しています。

○若手研究者奨励金

対象年齢を39歳以下とし、若手研究者の活躍促進に寄与することで、わが国の次世代を担う人財の育成を図ることを目的としています。

○女性研究者奨励金

多様な人財の育成を図る上で女性研究者の一層の活躍が不可欠であるという観点から、年齢制限を設けず、ダイバーシティ推進の中心的な役割が期待される人財の育成を図ることを目的としています。

○対象となる研究

両奨励金とも、私立大学等（私立の大学、短期大学、高等専門学校をい

表1 これまでに若手・女性研究者奨励金にご支援を賜りました寄付者の皆様

(五十音順)

- ・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 様
- ・コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 様
- ・第一生命保険株式会社 様
- ・中山福株式会社 様
- ・株式会社ニトリ 様
- ・大和証券株式会社 様
- ・一般社団法人日本工業倶楽部 様
- ・三井住友信託銀行株式会社 様
- ・株式会社三菱UFJ銀行 様
- ・三菱UFJ信託銀行株式会社 様
- ・ANAホールディングス株式会社 様
- ・SMBC日興証券株式会社 様
- ・寄付金付き自動販売機の設置にご協力くださった学校法人及び設置会社様
- ・寄付金付き自動販売機において飲料を購入してくださった皆様
- ・その他、匿名を希望する寄付者（法人）様及び個人の方々

○本奨励金のしくみ

本奨励金は、若手研究者と女性研究者のための「社会一般からの寄付による」研究奨励金制度です。

教育研究に対する社会からの直接の

支援を促進し、また、研究者が自らの取り組みを社会に還元することで、社会と私立大学等をつなぐしくみとなることを期待しています。

私学事業団では、趣旨にご賛同いただける企業等法人や個人の方々にご支援をお願いしています。

ご支援を賜りました方々に感謝を申し上げますとともに、ここにご報告いたします（表1）。

また、研究者が今後取り組む研究に対して、新たな支援（寄付）につながることを期待し、研究者が本奨励金の支援者（寄付企業法人等）と直接交流



ができる贈呈式や、支援者に対する研究課題及び研究レポートの配付、広く社会一般の方々に向けた研究レポートの公開を行っています。

さらに、売り上げの一部が本奨励金の寄付となる若手・女性研究者奨励金「寄付金付き自動販売機」の設置について、学校法人の皆様にご協力をお願いしています（詳細は8頁参照）。

2022年度の公募の概要（予定）は、表2のとおりです。

詳細は、8月中旬に電子窓口に掲載予定の公募要領をご覧ください。

応募に当たっては、これまでの研究実績は問いません。また、所属長等の推薦等も必要ありません。

審査は、研究の着眼点や独創性、発展性に重点を置いています。

私立大学等の未来を担う若手研究者、女性研究者の皆様からの多数のご応募をお待ちしております。

○ご注意

例年、退職を理由とする応募の取り下げ等が生じています。応募に当たっては、応募者が2022年度も引き続き当該学校法人に在籍し、応募研究を遂行することが見込まれる者であることをご確認願います。

また、昇格による職位変更を理由とする採択の取り下げも生じています。

表2 2022年度 若手・女性研究者奨励金 公募の概要（予定）

対 象 研 究	①若手研究者奨励金：私立大学等に所属する、令和4年4月1日現在で39歳以下（昭和57年4月2日以降に生まれた者）の助教又はポスト・ドクター（一部の講師を含む）が1人で行う研究 ②女性研究者奨励金：私立大学等に所属する、女性の助教又はポスト・ドクター（一部の講師を含む）が1人で行う研究
対 象 研 究 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
応 募 件 数	原則として、1学校につき①、②それぞれ1件（同一法人が複数の私立大学等を設置している場合、学校ごとに①、②それぞれ1件ずつ応募ができます） ※「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」の設置にご協力をいただきました学校法人には、寄付者特典として、①、②のいずれかについて応募枠を追加させていただきます。
奨 励 金 交 付 金 額	1件40万円、総額 約3,000万円以内
応 募 締 切	令和3年10月下旬
選 考 結 果	選考委員会にて選考のうえ、令和4年3月上旬に通知
奨 励 金 交 付 時 期	令和4年5月下旬

表3 2021年度 若手・女性研究者奨励金 採択状況（参考）

区 分			若手研究者奨励金			女性研究者奨励金			若手・女性研究者奨励金合計		
			応 募 (件)	採 択 (件)	採択率 (%)	応 募 (件)	採 択 (件)	採択率 (%)	応 募 (件)	採 択 (件)	採択率 (%)
内 訳	学校種別	大 学	106	34	32.1	114	35	30.7	220	69	31.4
		短期大学	13	3	23.1	13	3	23.1	26	6	23.1
		高等専門学校	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	男女別	男 性	95	30	31.6	－	－	－	95	30	31.6
		女 性	24	7	29.2	127	38	29.9	151	45	29.8
合 計			119	37	31.1	127	38	29.9	246	75	30.5

応募後に、昇格により職位に変更が生じ、2022年4月1日時点で、対象研究者等の要件を満たしていない場合は、採択後であっても取り下げの対象となりますので、ご注意ください。

○応募書類の提出期限 令和3年10月下旬

2021年度若手・女性研究者奨励金につきましては、5月14日に交付（送金）いたしました。

例年、採択された研究者の他、文部科学省や若手・女性研究者奨励金への支援者（寄付者）をお招きし、贈呈式（贈呈書授与式及び懇親会）を開催しておりましたが、昨年に続き本年も新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を考慮した結果、誠に残念ながら中止とし、贈呈書は郵送とさせていただきます。

採択された研究課題は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内〕寄付金▼「若手・女性研究者奨励金 配付研究課題一覧」に掲載しています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課

☎03（32330）7319・7320

Eメール kitukin@shigaku.go.jp

表4 若手・女性研究者奨励金 交付状況（参考）

年 度 奨励金種類	2019年度 （令和元年度）		2020年度 （令和2年度）		2021年度 （令和3年度）		2018年度 （平成30年度） からの累計	
	件 数 （件）	交 付 額 （千円）	件 数 （件）	交 付 額 （千円）	件 数 （件）	交 付 額 （千円）	件 数 （件）	交 付 額 （千円）
若手研究者奨励金	31	12,400	31	12,400	37	14,800	130	52,000
女性研究者奨励金	31	12,400	31	12,400	38	15,200	131	52,400
若手・女性研究者奨励金 合 計	62	24,800	62	24,800	75	30,000	261	104,400

2022年度 学術研究振興資金にかかる研究計画の公募

助成部 寄付金課

私学事業団では、私立大学等（私立の大学、短期大学、高等専門学校をいいます。以下同じ）の学術研究に直接必要な資金を交付するため、「学術研究振興基金」を設けています。

本基金は、経済界、私学関係者等、広く一般から受け入れる寄付金を基金として運用し、その運用益を「学術研究振興資金」として交付しています。

本基金への寄付は、「特定公益増進法人」に対する寄付金として、法人税又は所得税について税法上の優遇措置を受けることができます。

令和3年7月現在の基金保有額は、5億1511万5000円となっています。

本基金は、昭和51年度から令和3年5月末までに、延べ3416件の研究に対して、8億2888万円を交付しています。（5頁表2）

2022年度の公募の概要（予定）は、5頁表1のとおりです。

詳細は、8月中旬に電子窓口に掲載予定の公募要領をご覧ください。

応募の際は、学校法人の理事長及び学（校）長連名の「推薦書」が必要です。多数のご応募をお待ちしています。

○応募書類の提出期限 令和3年10月中旬

2021年度学術研究振興資金につきましては、5月14日に交付（送金）いたしました。

例年、採択された研究の代表受賞者をお招きし、贈呈式（贈呈書授与式）を開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を考慮した結果、誠に残念ながら中止とし、贈呈書は郵送とさせていただきます。

採択された研究課題は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内〕学術研究振興資金▼「学術研究振興資金 配付研究課題一覧」に掲載しています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課

☎03（32330）7319・7320

Eメール kitukin@shigaku.go.jp

表1 2022年度 学術研究振興資金 公募の概要（予定）

対 象 研 究	私立大学等に所属する研究者が2人以上で行う共同研究（私立大学等が付置する研究所の研究を含む）で、令和4年4月1日現在で1年以上の研究実績があるもの
対 象 研 究 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
応 募 件 数	1学校につき1件 （同一法人が複数の私立大学等を設置している場合、学校ごとに1件ずつ応募ができます）
資 金 交 付 金 額	研究にかかる対象経費の2分の1以内（学校法人の負担額は交付希望額と同額以上が必要）で、自然科学分野は600万円、その他の分野は300万円を上限とし、総額8,000万円
応 募 締 切	令和3年10月中旬
選 考 結 果	選考委員会にて選考のうえ、令和4年3月上旬に通知
資 金 交 付 時 期	令和4年5月下旬

表2 2021年度 学術研究振興資金 採択状況（参考）

区 分		件数（件）		採択率 （％）	金額（千円）	
		応 募	採 択		応 募	採 択
新規・継続別	新 規	108	17	15.7	220,500	33,000
	継 続 2 年 目	16	13	81.3	43,700	27,900
	継 続 3 年 目	12	9	75.0	38,000	20,300
学校種別	大 学	133	39	29.3	300,400	81,200
	短 期 大 学	3	0	0.0	1,800	0
	高 等 専 門 学 校	0	0	－	0	0
研究区分別	人 文・社 会 科 学 系	32	9	28.1	27,800	7,100
	理 工 系、農 学 系	44	13	29.5	124,900	33,700
	生 物 学 系、医 学 系	60	17	28.3	149,500	40,400
合 計		136	39	28.7	302,200	81,200

表3 学術研究振興資金 分野別交付状況（参考）

（金額単位：千円）

年 度 分 野	2020年度 （令和2年度）		2021年度 （令和3年度）		昭和51年度からの累計	
	件 数	交 付 額	件 数	交 付 額	件 数	交 付 額
医 学	16	38,800	16	39,300	905	3,042,380
環 境 科 学	0	0	0	0	79	227,740
理 学	5	11,300	4	5,500	301	993,210
工 学	7	16,300	7	21,000	470	1,700,460
農 学	2	4,400	2	5,300	143	348,500
文 学	3	2,500	1	1,400	614	759,460
法 学	2	2,500	0	0	70	109,920
経 済 学	3	2,600	3	2,800	208	248,480
家 政 学	0	0	0	0	100	223,460
体 育 学	0	0	1	3,000	17	34,800
教 育 学	3	2,000	5	2,900	198	201,170
小 計	41	80,400	39	81,200	3,105	7,889,580
（旧）若手研究者奨励金					311	139,300
合 計	41	80,400	39	81,200	3,416	8,028,880

※学術研究振興資金事業としての「若手研究者奨励金」の交付は平成20年度から29年度までである。

魅力あふれる学校づくりを目指して

地域ぐるみの教育を次の半世紀への贈り物に

学校法人宮城明泉学園

明泉丸山幼稚園
明泉高森幼稚園

副園長 武浪 忠

◆明泉ならではの教育

宮城県仙台市に立地する宮城明泉学園は、明泉丸山幼稚園と明泉高森幼稚園の二つのキャンパスからなり、1、2歳児の「カンガルークラブ」から小・中・高校のアフタースクールまで約3千人の園児・児童・生徒が通っています。

本学園では、英語を母国語のように習得する幼児期からの英語教育に50年前から取り組んでいます。英語で考えて英語で話すバイリンガルを育成するには毎日の英語体験とその継続が重要であるため、卒園後も地域の小学校に通いながら本園で英語を学べる「フ



明泉丸山幼稚園

(奥建物：2020年3月竣工 丸山フレンズ・スクエア)

レンドクラブ」を開設しています。その後も継続したい場合は中学1年から高校2年までの「ハイスクール」で、幼い頃から親しんできたネイティブ教師や仲間たちと共にさらなる英語力向上を図ることができます。

これらと並行し、バイリンガル育成に向けた理想的な英語イメージ教育を実施するのが「プリミアスクール」です。幼稚園2年間と小学校アフタースクール6年間の計8年間のプログラム（希望者はハイスクールまで延長可能）で、日々の活動のほとんどが英語で行われます。

いずれにおいても本学園の英語教育のモットーは「本人としての確かなアイデンティティを持ちながら、いつでも英語で考え、英語で表現することができます。真の国際人の育成」にあります。日々の保育は日本語担任と英語担任のコンビネーションのもとで行われ、日本語保育では、漢字仮名交じり文に慣れ親しむため、絵本を使った活動や歌、運動、創作など、多方面の発育を促す活動に取り組んでいます。

子どもの毎日というのは、まさしく「伸びる毎日」です。かつて、学園創

立者の一人であるポール・ブローマン Sr. が『幼児期にしか見られない驚くべき能力を見逃してはいけない』と語ったように、子どもは毎日の生活の中であらゆることをぐんぐん吸収していきます。この発見と理解が、旧来のメソッドにとらわれない独自のカリキュラム・教材の開発等につながり、明泉ならではの教育を確立してきました。

◆ルーツ

本学園のルーツは戦後まだ間もない1950年までさかのぼります。この年、戦争で傷ついた日本のために自分たちができることをしようと、数人の若者が聖書の言葉を伝える福音伝道者としてアメリカから日本へと渡ってきました。

各地を転々とする生活を経て宮城県に定住（1961年）した彼らはやがて、聖書の言葉で子どもたちを導く幼稚園を作ろうと話し合うようになりました。財力もなければ地縁もない外国人が自力で学校法人を立ち上げるにはいくつもの壁を乗り越えなければなりませんでしたが、建学に伝道の光を見た彼らは、神様の祝福を求めて祈り、努力を続け、ついに念願の土地を購入します。

丸山と呼ばれるその小高い丘は、幼稚園建設に理解を示してくれた地域の方々の共有地でした。以降、創立者たちはツルハシやスコップを手には山を開墾し、井戸を掘り、河原から石を運ん

で石垣を築きました。園舎には古くなった学校の廃材が用いられたそうです。そして1967年4月、記念すべき第一期生入園の運びとなりました。開園初年の園児は71名、職員は6名でした。小さいけれども賑やかな、いつもたくさんの人たちが応援してくれる祝福に満ちた幼稚園でした。

◆明泉の輪

創立者たちは、理解ある人たちとの出会いこそが神様からの祝福であったと当時をよく振り返ったものでした。また、土地を提供してくれた地域の方からは「アメリカ人はおつかない人たちだと思っていたけれども、会って話をしたら同じ人間だとわかって安心した」という思い出が聞かれたりもしました。言葉が通じれば人は分かり合える。この体験が、英語教育への取り組みを強力に後押ししたことは言うまで



馬車乗り

(写真：明泉高森幼稚園)

もありません。

地域との関わりは歳月を重ねる中でさらに深まり、やがて「明泉の輪」とも呼べるコミュニティの存在がいろいろな場面で感じられるようになりました。それは、いまや総勢2万人を超える卒園生のつながりであり、園の行事やボランティア活動で時間を共にした保護者のつながりであり、そして本学園とゆかりの深い地域の人々や企業とのつながりです。

地域の教育を柱とするこの多様性に富んだコミュニティが行動を共にしたならどうだろう。創立から半世紀を迎えようとしている頃、そうした考えが学園内に芽生えました。理想としたのは地域ぐるみの教育です。かつての日本社会では当たり前だったその光景を時代にマッチした形で蘇らせることはできないだろうか。子どもの未来は地域の未来であり、子どもが育つ街は希望が育つ街、地域の子どもを地域のみならず育てるパートナーシップを、まずは明泉コミュニティの中で立ち上げよう。そして始動したのが、「明泉の輪」に行動と創造を呼び掛ける寄付運動です。

◆みんなで実現する力

創立50周年を記念する寄付運動プロジェクトによって建てられた明泉丸山幼稚園の新ホール「フレンズ・スクエア」について紹介します。

— 創立の翌年に建設された当該ホールは子どもたちの園生活を長きにわたっ

て支えてきましたが、経年による老朽

化が目立つようになり、広さも十分とはいえなくなっていました。そこで本学園では、新ホールを明泉コミュニティの交友の場として建設することとし、「いっしょにつくろう」のキャンペーンフリーズと共に広く寄付を募ることにしました。結果、地域の企業・個人からたくさんの方々が寄せられ、これを建設費用の一部とすることで2020年3月に竣工のときを迎えることができました。

ホールのコモンエリアは誰もがゆったりとくつろげるラウンジになっており、保護者の交流や家庭と園の情報交換、ボランティアで来園した地域の方々の親睦等々、さまざまに利用されています。子どもたちの元気な声の中で集い、憩う。そんなかつての地域のにぎわいと温もりが感じられる場所と



丸山フレンズ・スクエア内コミュニティラウンジ

して末長く親しんでもらいたいと願っています。

この寄付運動の先に私たちが見たのは、たくさんの方々の共感によって誕生したまったく新しいパートナーシップでした。そして、寄付は単に資金を募るだけでなく、より大勢の意志と力を持つて社会課題を解決し、さらに未来への投資を重ねるそのプロセスとなり得ることを学びました。それは、いわばみんなで実現する力です。宮城明泉学園では、子どもたちの成長と地域の実現を共に喜びあう未来に向けてこれから寄付運動を続けていきます。

◆明泉の心の教育

最後に本学園が大切にしてきた心の教育について紹介します。

宮城明泉学園では、1967年の創立当初からキリストの精神に基づいた教育を行ってきました。特に、社会性と人格の基礎が形成される幼児期に善悪のけじめを身につけることは、その子の生涯を苦しみから遠ざけるうえでもっとも大切なことであると考えています。このとき、家庭の保護者と園の先生は同じ理解のもとで「心の教育」に当たることになるのですが、それでも、親の世代が経験したことのないような時代の難題にぶつかったり、一人ひとりの個性の尊重と調和に悩んだり、誰もが自身の正しさに迷いを感じながら子どもを導くことになるのも一方の事実です。そして、そんな難しい



子どもの笑顔と先生の笑顔は“未来”を照らしている

◆◆寄稿者紹介◆◆

武浪 忠（たけなみ ただし）
2004年より副園長を務める。

どれだけ時間が経過しても、どれほど社会が変化しても、聖書の言葉が古びることはありません。それは、私たち明泉の教職員にとって不動の道しるべであり、園の子どもたちにとっては生涯を照らす灯火となるものです。彼らが真理と正義に基づいて行動できるなら、やがて多くの人から愛され、社会になくはならない人となるでしょう。なぜなら、人としての正しさや人を思いやることの尊さは、本学園が目指す「心の教育」がそうであったように、20年後も、30年後も、ずっと変わることがないからです。

若手・女性研究者奨励金

寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください

助成部 寄付金課

若手・女性研究者奨励金「寄付金付き自動販売機」以下「寄付金付自販機」といいます）は、売り上げの一部が本奨励金の寄付金に充てられる自動販売機です。

本奨励金は、若手研究者や女性研究者に対して、研究機会を提供することにより、次世代の担い手となる人財の育成を図ることを目的としています。

本奨励金は、教育研究に対する社会一般からの直接の支援により成り立っています。

私学事業団では、趣旨にご賛同いただける企業等法人や個人の皆様にご支援をお願いしています。

また、学校法人等の皆様が対象として、寄付金付自販機の設置についてご協力をお願いしています。

○寄付金付自販機の利用目的

- ① 広く本奨励金に対する理解を得ることで、支援の輪の拡大を図る。
- ② 研究者に対し、本制度の周知を図り、研究意欲と応募意欲の向上に

つなげる。

- ③ 購入者に向けて、教育研究や人財育成に対する貢献意識、参加意欲の向上を図る。
- ④ 社会全体で私学振興に取り組む意識の向上を図る。

○寄付金付自販機の概要

本事業団では、寄付金付自販機の設置について、事業者と協力協定を締結し、協力事業者として認定しています。

販売額や一本当たりの寄付金額、手数料等について、あらかじめ設定することはしておりません。

学校法人等（自販機設置者）のご事情に合わせて、協力事業者と協議いただくこととしています。

寄付金付自販機には、統一したデザインを施工します。

デザイン施工に要する経費や設置費用等は協力事業者が負担いたします。

また、寄付金の集金や本事業団への払い込みも協力事業者が行います。

初期費用も原則としてご負担いただくことはありません。

寄付金付自販機の設置以降に、学校法人等（自販機設置者）に対して、費用やお手間がかかることは、原則としてありません。

○寄付金付自販機設置による特典

寄付金付自販機の設置にご協力をいただきました学校法人等には、寄付者特典を設けています。

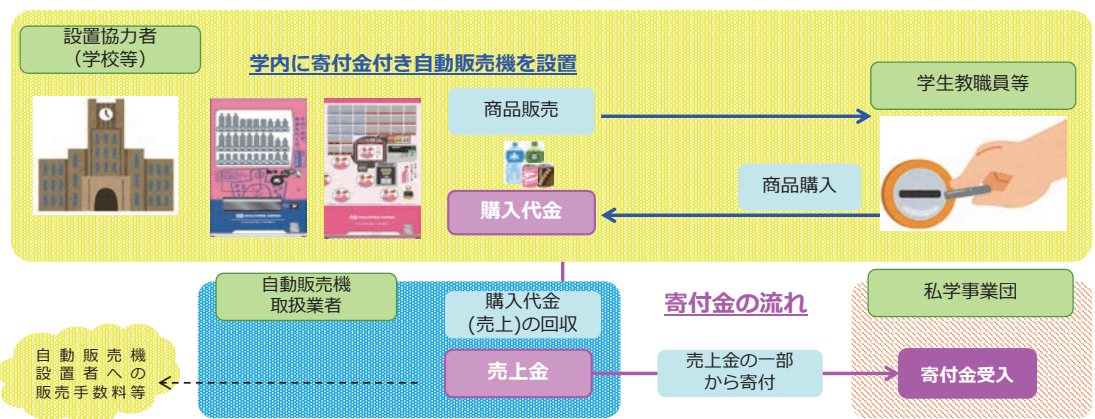
応募に当たり、若手研究者奨励金、女性研究者奨励金のいずれかについて応募枠を追加しています（内容は見直されることがあります）。

その一本が未来をつくる

本奨励金は、個人や企業等法人などの社会一般の皆様のご寄付によって成り立っています。

私立大学等（私立の大学、短期大学、高等専門学校をいいます。以下同じ）の未来を担う若手研究者、女性研究者のために、ぜひ寄付金付自販機の設置に、ご協力をお願いいたします。

なお、設置をご検討の学校法人等は、本事業団寄付金課までご連絡くださいますよう、お願いいたします。



問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課

03(32330) 7316・7318

Eメール kitukin@shigaku.go.jp

令和3年度 特定健康診査の結果報告にご協力ください

福祉部 保健課

今年度の特定健康診査の実施については、6月下旬に学校法人等宛てに係書類を送付しました。特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」といいます）にかかる学内掲示用ポスターを同封しましたので、加入者への周知に活用してください。また、被扶養者は、加入者を通じ、送付した特定健康診査受診券を使用して受診するよう周知をお願いします。

●健診結果データの作成・提出

加入者の特定健康診査は、学校法人等が行う定期健康診断結果を活用し、学校法人等で健診結果データを作成し、提出してください。

作成の際は、6月下旬に学校法人等へ送付した「特定健診・特定保健指導元気ガイド（事務担当者用）」を参考にしてください。私学共済ホームページ（事務担当者用ページ）▼福祉事業関係▼特定健康診査・特定保健指導にも掲載しています。

●提出時の必須項目

健診結果データに不備があると特定保健指導の判定処理ができません。提出する際には、**表の必須項目**に漏れがないよう確認してください。

例年、次の①～③に不備が目立ちますので注意してください。

①健診実施年月日等

特定健康診査に代えて提出する定期健康診断結果は、当該年度中に実施した健診に限ります。健診実施日が令和3年度中（3年4月1日～4年3月31日）であることを必ず確認してください。

また、個人を特定するための加入者番号等のない健診結果は無効になりますので、漏れないようにしてください。

表 必須項目

健診実施年月日		}	(①)
加入者番号・氏名・生年月日・性別			
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲		
血 圧	最高血圧・最低血圧		
血中脂質	HDLコレステロール・LDLコレステロール又はnon-HDLコレステロール（食後採血か中性脂肪400mg/dl以上の場合）・中性脂肪(TG)		
肝 機 能	GOT(AST)・GPT(ALT)・γ-GTP(γ-GT)		
血 糖	空腹時血糖、HbA1c又は随時血糖（食後3.5時間以上）(②)		
尿 検 査	尿糖・尿蛋白		
既往歴・自覚症状・他覚症状			
標準的な質問票(③)	「血圧」・「血糖」・「コレステロール（中性脂肪も含みます）」をそれぞれ下げる薬の使用の有無 喫煙の有無		

②空腹時血糖、HbA1c又は随時血糖（食後3・5時間以上）
（うちHbA1c）

血糖値の測定に際しては、定期健康診断を実施する健診機関に確認し、空腹時血糖又はHbA1c（HbA1cの測定が難しい場合は随時血糖（食後3・5時間以上））を記入してください。

●健診結果データチェック機能の活用
私学共済ホームページ（事務担当者用ページ）▼福祉事業関係▼特定健康診査・特定保健指導に掲載している「健診結果データチェック機能」を使用することで、不備のない健診結果データが作成できます。操作説明書を参照のうえ、ぜひ活用してください。

●健診結果の提出をお願いします

私学事業団を含む医療保険者は、国から特定健診等の実施率の向上を強く求められています。

国が定めた特定健診等の実施率の目標を達成すると、後期高齢者支援金の負担が抑えられ、短期給付分掛金率の上昇の抑制につながります。必ず健診結果を提出してください。

<磁気媒体での健診結果提出にご協力ください>

磁気媒体での提出の場合、以下①・②の方法で作成データのチェックができるため、不備による照会・返送を減らすことができます。学校法人等の負担軽減になりますので、磁気媒体での提出にご協力をお願いします。

①学校法人等がデータを作成する場合

「健診結果Excelデータ作成・チェック機能」をダウンロードすることで、対象者の健診結果の入力・チェックができます。

②健診機関（病院等）がデータを作成する場合

「健診結果XML・CSVデータチェック機能」をダウンロードすることで、健診機関が作成した健診結果データのチェックができます。

この場合、学校法人等で実施するのはデータのチェックのみです。

ただし、データ作成への対応及びそれにかかる費用については健診機関によって異なりますので、健診機関に直接お問い合わせください。

※①・②とも、操作手順等の詳細は「特定健診・特定保健指導元気ガイド（事務担当者用）」又は私学共済ホームページをご覧ください。

学校法人等代表者向けの 私学健康経営支援サイトをご活用ください

福祉部 保健課

医療保険者に策定が義務付けられたデータヘルス計画においては、健康的な職場環境の整備や従業員の健康意識・生活習慣の改善に向けた取り組みを医療保険者が事業主との協働のもとで推進すること（コラボヘルス）が求められています。

そのため、私学事業団においては、第二期データヘルス計画（平成30年度（令和5年度）に基づき、コラボヘルスの一環として、私学共済ホームページ内に学校法人等代表者向けの「私学健康経営支援サイト」を設置しています。このサイトには、教職員の健康情報をより分かりやすく掲載しています。また、加入者にかかる令和元年度特定健康診査実施率の都道府県別上位校も掲載していますので、学校法人等の健康経営のために活用してください。

●掲載場所

私学共済ホームページ（事務担当者用ページ）▼福祉事業関係▼私学健康経営支援サイト

●利用方法

2年7月までに私学共済の適用になった学校は、すでに送付済みのログインID・パスワードを使用しアクセスしてください。ログインID・パス

ワードが不明の場合は、保健課健康管理係にお問い合わせください。

なお、2年7月以降に新たに適用となった学校には、3年7月にログインID・パスワードをお知らせしています。

●掲載内容

- ① 特定健康診査実施率
- ② 特定保健指導実施率
- ③ リスク分布図（肥満・血圧・脂質・血糖・肝機能）
- ④ 学校訪問型特定保健指導
- ⑤ 健康情報



（ログイン画面イメージ）

「資格取得報告書」等を 提出する際の注意

業務部 資格課

●事務連絡先電話番号を 必ず記入してください

私学事業団では、「資格取得報告書DL」や「所属学校等変更報告書DL」が提出されると、記載された学校記号番号が正しいかどうかをチェックしてから加入者情報を登録します。チェックは、報告書右上にある学校法人等欄の「事務連絡先電話番号」により行いますので、所定のマス内に本事業団に届けている電話番号の下4桁を記入してください。記入漏れや登録していない番号を記入した場合は確認に時間がかかり、処理の遅れにつながります。

なお、本事業団に登録している電話番号を変更するときは「学校法人等異動報告書DL」を提出してください。

また、学校記号番号等の記入漏れや記入誤りも注意してください。

●20歳以上の人は、基礎年金番号を必ず記入してください

原則、基礎年金番号が未記入のとき資格取得の処理ができません。20歳前で資格取得する人や、日本で初めて住民登録をした外国籍の人以外は基礎年金番号が付番されていますので、年金手帳や基礎年金番号通知書等で確認のうえ誤りのないよう記入してください。

ただし、基礎年金番号を確認するための書類の写しは添付不要です。

なお、基礎年金番号が不明な場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

子どもを被扶養者認定する場合の 取り扱い（一部変更）

業務部 資格課

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）に対する附帯決議として、令和3年8月1日から、子どもを被扶養者認定する場合における夫婦の収入比較等にかかる取り扱いが一部変更になります。詳しくは、私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」をご覧ください。

令和元年10月台風19号にかかる 災害見舞金等の請求

業務部 短期給付課

令和元年10月台風19号により被災したときの災害見舞金等の請求期限は、時効により、3年10月12日まで（私学事業団必着）となります。まだ給付金を未請求の加入者がいる場合は、急いで請求手続きをしてください。

在宅勤務やテレワーク導入にかかる報酬等の報告に関するQ&A

業務部 資格課

学校法人等が報酬等を報告する際に、よくある問い合わせについてQ&Aで説明します。

報酬等の範囲

Q1 加入者が一時的に出勤する際の交通費を学校等が負担する場合、当該交通費は「報酬等」に含まれますか。

A1 出勤日における労働契約上の業務の提供地が「自宅」の場合で、業務命令により学校法人等へ一時的に出勤し、その移動にかかる実費を学校等が負担するときは、当該費用は実費弁償と認められ、「報酬等」には含まれません。

しかし、労務の提供地が「学校等」の場合は、当該費用は通勤手当として「報酬等」に含まれます。

Q2 在宅勤務手当を支給しますが、これは「報酬等」に含まれますか。

A2 支給要件や支給実態などを踏まえて個別に判断する必要があります。加入者が、在宅勤務手当を在宅勤務

務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を学校法人等へ返還する必要があるものは、労働の対価として支払われる性質であると考えられるため、「報酬等」に含まれます。例えば、加入者へ毎月定額を渡し切りで支給する場合などが考えられます。

しかし、テレワークの実施に当たり、業務に使用するパソコンの購入や通信に要する費用を学校法人等が加入者に手当として支払うような場合、当該手当が業務遂行に必要な費用の実費分に対応するものと認められるのであれば、実費弁償に当たると考えられます。このため、「報酬等」に含まれません。

Q3 在宅勤務手当のうち実費弁償に当たるもの場合は、「報酬等」に含まれないとありますが、具体的にどのようなものが該当しますか。

A3 学校法人等から加入者へ貸与する事務用品等を購入し、領収書等で精算したときの費用や、在宅勤務に必要な通信費や電気料金等が該当します。

このように業務のための費用が明確な場合のみではなく、業務に要した費用と生活に要した費用が一括で請求されるような電気料金等であっても、就業規則、給与規定、給与明細等において実費弁償分の算出方法が明らかである場合には、当該費用は「報酬等」には含める必要はありません。

また、学校法人等があらかじめ購入費用を加入者へ仮払いし、その仮払金額が購入費用を超過している場合で、超過分の費用を学校法人等へ返還する必要があるときは、仮払金額のうち購入費用は実費弁償分と考えられますが、超過分は「報酬等」に含める必要があります。

随時改定

Q4 どのようなときに固定的給与の変動とみなされて随時改定に該当しますか。

A4 次のような場合が該当します。

- ・交通費等の支給がなくなった
- ・交通費等の支給方法が月額から日額に変更された

- ・新たに実費弁償に当たらない在宅勤務手当が支払われることとなった

これらの場合、変更後の報酬の支払いが、実績としてひと月分確保された月を起算月として、その月以後

3か月に受けた報酬を算定基礎として随時改定に該当するか確認します。

Q5 交通費の支給がなくなった月に新たに在宅勤務手当が支給される等、同時に複数の固定的給与の増減が発生した場合、随時改定に該当するかどのように判断したらよいですか。

A5 固定的給与の総額が増額するか減額するかを確認し、増額なら増額改定、減額なら減額改定になります。

Q6 新たに実績に応じて支払われるような在宅勤務手当の創設と変動的な手当の創設・廃止が同時に発生した場合、随時改定に該当するかどのように判断したらよいですか。

A6 非固定的給与に分類される変動的な手当であっても、創設・廃止の際は固定的給与の変動とみなし随時改定に該当します。

設問のようにそれぞれの手当が変動的なものであるため、手当額の増減と報酬額の増減の関連が明確に確認できない場合があります。その場合は、3か月の平均標準報酬月額が増額した場合は増額改定、減額した場合は減額改定となり、いずれも随時改定の対象となります。

接骨院・整骨院の施術を受けるとき

業務部 短期給付課

支給対象となる傷病とならない傷病

接骨院・整骨院で柔道整復師の施術を受ける場合、保険適用の療養費の支給対象となる傷病とならない傷病があります。

●支給対象となる傷病

- ・外傷性が明らかな打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）
- ・骨折・脱臼の施術は応急手当のみです。応急処置後の施術には医師の同意が必要です。

●支給対象とならない傷病

- ・単なる肩こり
- ・スポーツ等による筋肉疲労
- ・病氣（神経痛・リウマチ等）からくる痛みやこり
- ・単なるマッサージ代わりの利用など症状改善がみられない長期の施術

施術内容の照会

柔道整復師の施術のうち、保険適用の療養費として支給対象となるのは一部の施術のみです。

私学事業団では、施術内容が療養費の支給対象かどうか確認するため、受診者に負傷の原因や施術内容等の照会を行う場合があります。照会文書（加

入者ごとに封入されています）を学校法人等に送付しますので、該当の加入者に配付をお願いします。

●主な照会内容

- ・施術した負傷の原因
- ・通院期間
- ・施術した部位

●照会の回答方法

- ・施術内容の照会を受け取った加入者は、施術を受けたときのご自身の記憶や施術を受けた所で交付された施術日の領収書などから、わかる範囲で記入してください。記憶が曖昧な箇所は無理に記入せず、「曖昧である」旨を記入してください。
- ・記入した回答書は、同封の返信用封筒で郵送してください。宛て先は本事業団の委託先（今年度は株式会社オークス）となります。

●よくある問い合わせ

Q1 施術内容の照会文書を受け取りましたが、何のために回答するのですか。

A1 接骨院・整骨院で保険適用となる施術は限られているため、保険適用外の施術が含まれていないかを確認し、保険診療の適正化を図ることが目的です。接骨院や整骨院の受診を制限するものではありません。

Q2 この照会文書は誰が回答するのですか。

A2 記入も含め、施術を受けた本人が回答してください。

職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するには

業務部 短期給付課

職務上や通勤途上の災害の場合

病気やケガの原因が職務上や通勤途上の災害の場合は、労働者災害補償保険法の適用となり加入者証や被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）は使えません。この場合は、医療機関等を受診の際に職務上や通勤途上の災害であることを伝えて、後日、学校法人等を通して所轄の労働基準監督署に届け出てください。

交通事故等にあった場合

加入者や被扶養者（以下「加入者等」といいます）が交通事故などにより第三者（相手方）からケガをさせられた場合でも、その事故が職務上や通勤途上の災害によるものでなければ、原則、加入者証等を使って保険診療を受けることができます。

しかし、この場合の治療費は、本来相手方が負担すべきものを、私学事業団が一時的に立て替えることになるため、後日、本事業団から相手方（相手方が加入している自賠責保険など）に請求することとなります。保険診療を受ける際には、必ず業務部短期給付課に連絡してください。

●警察への届け出は「人身事故」扱いで

道路交通法による事故届けには「人身事故」と「物件事故」がありますが、「人身事故」の届けをおすすめします。

「物件事故」では負傷はなかったとみなされ、自賠責保険が支払われないこともあるため、「人身事故証明書」入手不能理由書が必要で。

●示談は慎重に

示談は私的な解決方法ですが、示談が成立すれば、民法上の和解契約（第695条）として法的な拘束力を持ちます。安易に示談をして本事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまうと、加入者に対して治療費の返還を求めることがあります。

示談の際には、「私学事業団が一時的に立て替えた保険診療分は私学事業団から請求があり次第、責任をもって加害者が弁償する」旨を示談書に明記するようにお願いします。

●このような事故も報告を

- ・加入者等が同乗していた車の自損事故（家族が運転していた場合も同様）
- ・駐停車中、後方から走ってきた車に追突された事故
- ・自転車同士や自転車と歩行者の事故
- ・他人の飼っている動物により受けたケガ

・スキー滑走中の衝突事故
加入者等が加害者（加入者等が一方的に悪い）である場合も、必ず業務部短期給付課まで連絡してください。

加入者貸付制度のご案内

福祉部
貯金・貸付課

加入者の皆さんが毎日生活するうえで、臨時に資金を必要とするときなどにその資金を貸し付ける制度です。目的に応じて6種類の貸付けがあります。

一般

車の購入など、臨時の資金に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分まで
(最高200万円)
- ▶ 生活資金、借入金の返済、事業性資金、資産運用資金などは対象となりません。

教育

入学費用・授業料に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額12か月分まで
(最高500万円)
- ▶ おおむね1年以内に必要とする教育資金が対象となります。

結婚

結婚費用に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分まで
(最高200万円)
- ▶ 婚姻日又は挙式日の前後6か月以内に申し込みをしてください。

住宅

住宅の購入、リフォーム費用に

- ▶ 貸付金額
申し込み時点での退職手当金額+上乗せ額まで
(最高2,000万円)
- ▶ 半年払償還(1月・7月)を併用することができます。
- ▶ 申し込みの際に、団体信用生命保険(※)に任意加入できます。

災害

非常災害時に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分まで
(最高200万円)
- ▶ 災害発生日以後、6か月以内に申し込みをしてください(激甚災害・特定非常災害を除きます)。

医療・介護

5日間以上の入院又は介護施設利用に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分まで
(最高200万円)
- ▶ 入院後又は介護施設入所・利用の6か月以内に申し込みをしてください。

※団体信用生命保険 住宅貸付を借り受けている加入者が、償還途中に死亡又は所定の高度障害状態になった場合、生命保険会社から私学事業団に支払われる保険金が貸付金残高の弁済に充当される制度です(任意加入)。

貸付共通事項

1 貸付けの申し込みができる人

加入者期間が引き続き1年以上ある加入者

*住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者

- 加入者の資格を喪失したときは、全額返済(即時償還)しなければなりません。
- 特定教職員等及び任意継続加入者は申し込みの対象となりません。

2 貸付けの利率

変動金利 年1.26%(令和3年8月1日現在) *災害貸付は年1.00%

3 貸付けの申し込み手続き

- 貸付けの申し込み手続きは、すべて学校法人等を通して行ってください。
- 貸付関係の様式用紙は、加入者及び学校法人等代表者の押印が必要です。
- 申し込み締め切りは毎月15日(必着)で、送金日は翌月2日となります。
- 毎月16日から月末までに申し込んだ場合、希望により翌月22日送金も行っています。なお、22日送金を希望する場合は、貸付申込書右下の「貸付送金日」欄の「22日」に○印を付けてください。
- 申込締め切り日(15日又は月末)が土・日・休日の場合は、その前日又は前々日と順次繰り上がります。また、貸付金の送金日が土・日・休日の場合は、その翌日又は翌々日と順次繰り下がります。
- 貸付設定額や償還回数は、私学共済ホームページの償還額早見表をご覧ください。

4 貸付けの償還

- 返済(元利均等償還)は、毎月、定期償還額を学校法人等が報酬等から控除します。
- 償還途中に、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することができます。
- 加入者の資格喪失時は、一括全額返済(即時償還)しなければなりません。退職手当を支払う場合は、学校法人等が控除し、償還額に充てます。

詳しくは、
私学共済ホームページ
〔福祉事業▶加入者貸付▶
貸付けを受ける〕を
ご覧ください。

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

標準報酬の報告漏れがないよう
注意してください

標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額）は、毎月の掛金等の計算や、短期給付金及び将来の年金等給付を算定する基礎となる重要なものです。本誌11頁にも報酬等の報告に関するQ&Aを掲載していますので、参考にしてください。

なお、掛金等の徴収の時効により、2年以上遡及しての報告・訂正はできませんので、報告漏れ等のないよう注意してください。

●報告時に使用する書類

標準報酬にかかる主な報告書類は、次のとおりです。

- ・毎年7月に必ず報告（4・5・6月の報酬）
⇒「標準報酬基礎届書DL」
- ・賞与等が支払われたとき ⇒「賞与等支給報告書DL」
- ・身分変更や転居などで固定的給与が変わり、報酬が大きく変わったとき（従前と比べ2等級以上の増減）
⇒「標準報酬月額改定届書DL」
- ・その他、要件に該当した場合には即時改定用や、産休・育休終了者用、年平均用の「標準報酬月額改定届書DL」の提出が可能です。

●確認通知書

報酬に基づく処理結果として、「学校法人等用」及び「加入者用」の確認通知書を学校法人等宛てに送付します。加入者用の確認通知書は必ず加入者へ配付し、双方で報告内容を確認してください。

掛金等の請求時期は、学校法人等用の確認通知書に、処理が反映される調定月の記載をしています。

※令和3年の「標準報酬基礎届書」の提出期限は7月10日です。まだ、提出していない場合は、至急提出してください。

【業務部 資格課】

貸付けの申込締め切り日に
注意してください

9月2日（木）送金分は8月13日（金）が申込締め切り日となります。締め切り日（毎月15日・月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

特定健診結果と健康情報冊子
「QUPiO Plus」を送付します

学校法人等から提出された特定健診データに基づく健診結果を掲載した健康情報冊子「QUPiO Plus（クピオプラス）」を順次送付します。特定保健指導の対象者には特定保健指導利用券とガイドブックを同封しますので、加入者に配付してください。冊子記載の認証コードでWeb版にログインすると健康情報を閲覧でき、ヘルスケアポイントが付与されます。【福祉部 保健課】

必着の申請書類等の提出の際は
注意してください

令和2年12月4日公布の郵便法の改正に伴い、令和3年10月から、郵便物・ゆうメールの配達日数の繰り下げが行われます。これにより、私学事業団宛ての郵便物等の到着は、現行より1日から3日程度遅くなりますので、各種申請書等は期日までにゆとりをもって提出してください。

詳しくは、私学共済ホームページ〔きょうさいトピックス〕をご覧ください。【総務部 総務課】

8 月の共済業務スケジュール

2日(月)	掛金等 6月分納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 7月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限（必着）
13日(金)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(金)	貯金 送金
23日(月)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
30日(月)	掛金等 7月調定分口座振替（自振校のみ） 貸付 8月分定期償還口座振替（自振校のみ）
31日(火)	掛金等 7月調定分納期限 貸付 9月22日送金申し込み締め切り

9 月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 8月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限（必着）
15日(水)	貸付 10月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

委員就退任のお知らせ

◆共済運営委員会委員

令和3年3月31日付

退任 平方邦行
濱田良廣

令和3年6月1日付

新任 平方邦行
戸谷泰之

令和3年6月15日付

新任 嵯峨実允

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和3年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日送付する「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。
- ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。

※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかるご返済について(令和3年9月分)〕も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7873

Eメール yushi@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金の配付申請について

受配者指定寄付金の配付は、年間を通して対象事業の支払い状況に応じた申請が可能です。当制度は、「教育の振興、その他公益の増進に寄与するための支出で、緊急を要するものに充てられること」を要件としています。学校法人の皆様におかれましては、寄付金残高をご確認いただき、計画的な配付申請をお願いいたします。

なお、配付申請書類の提出につきましては、毎月、配付を希望する月の5日必着(5日が土・日曜日及び祝日の場合はその翌日)を締め切りとしています。原則として、配付を希望する月の前月末までに受領書が発行された寄付金が配付対象になりますので、ご注意ください。
※寄付金残高は、私学事業団「学校法人ポータルサイト」内の「寄付金システム」でもご確認いただけます。学校法人ポータルサイトの閲覧には電子証明書が必要です。詳しくは、月報私学4月号(VOL.280)4頁をご参照ください。

※制度全体については、「受配者指定寄付金事務の手引」をお読みください。

参照：私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶寄付金▶受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」〕

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では大学・短期大学法人の規程集などを学校法人のご協力により収集し、経営相談業務に活用させていただいています。

また、各学校法人の相互利用の観点から、規程の改正などの参考として学校法人の役職員を対象に閲覧に供していますので、ご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
仙台カーテンパレス

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022(299)6211(代表)
JR「仙台」駅東口から徒歩3分又は地下鉄東西線「宮城野通」駅北1出口から徒歩1分
<https://www.hotelgp-sendai.com/>

ゆったり和室の部屋食プラン *旅Story*

10畳の和室でゆったりと夕食をご賞味いただけますので、家族やお友達との宿泊に最適です。朝食はバイキングをお楽しみください。

1泊2食(1～5名1室／1名様) 10,000円～
(休前日は1,000円プラス)

取扱期間：通年(年末年始を除きます)

※夕食は「きんき一夜干しとマグロ刺身付き夕食」(ずんだ餅付き)
「国産牛ステーキセット夕食」(ソフトドリンク付き)などの3種類からお選びいただけます。



和室

HOTEL & BANQUET
福岡カーテンパレス

〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092(713)1112(代表)
JR「博多」駅から地下鉄「天神」駅下車、天神地下街出入口から徒歩5分
<https://www.hotelgp-fukuoka.com/>

お部屋で安心&快適！ 6種類の中から選べる夕食 部屋弁プラン *旅Story*

「外出せずに、お部屋で夕食を食べたい」というご要望にお応えした宿泊プランです。老舗「島川本店」のお弁当(福岡ガーデンパレスオリジナル)をお部屋でご堪能ください。

1泊2食(2名1室／2名様)
ツインルーム 14,800円～20,700円

取扱期間：令和4年3月31日まで

※福岡市宿泊税として1名1泊につき200円が別途必要になります。



老舗「島川本店」のお弁当(イメージ)

融資事業のご案内

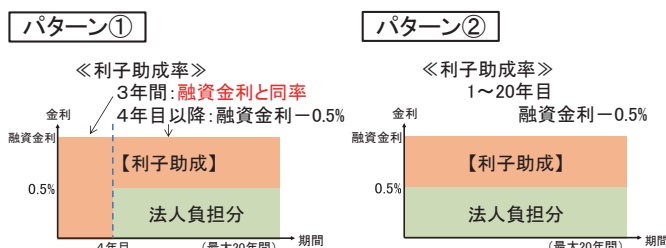
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図：返済期間20年の場合】



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
※返済期間が20年を超える場合の利子助成率はイメージ図と異なります。詳しくはお問い合わせください。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利(令和3年7月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%	年%
校舎などの建築・用地取得	0.90	0.60	0.32	0.403
寄宿舎などの建築・用地取得	1.00	0.70	0.42	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.32	(5.5年以内) 0.302

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp